

木造建築物接合部性能証明事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める木造建築物接合部性能証明事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第26条に基づき、法人が実施する木造建築物接合部性能証明業務（以下、「性能証明」という。）に係わる料金（以下、「性能証明料金」という。）に関し、必要事項を定めるものである。

(申込の単位)

第2条 申込接合部技術は1種類・1強度性能を1仕様として申込件数を扱う。

(性能証明料金)

第3条 法人は、性能証明の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、新規、軽微な改定の料金には、木造建築物接合部性能証明書（以下、「性能証明書」という。）1部、木造建築物接合部性能証明評価報告書（以下、「評価報告書」という。）1部の発行費用を含む。また、追補の料金には評価報告書（追補）1部の発行費用を含む。

内容		性能証明料金 (()は消費税等10%を含む料金)	
		申込料	証明料
新規 (業務規程第10条)	接合金物(V字金物、HD金物等)にかかわる接合部技術	100,000円 (110,000円)	450,000円 (495,000円)
	くぎの許容せん断耐力にかかわる接合部技術	100,000円 (110,000円)	650,000円 (715,000円)
	上記以外の接合部技術	100,000円 (110,000円)	個別見積 による
変更	軽微な改定 (業務規程第17条第3項)	100,000円 (110,000円)	100,000円 (110,000円)
	追補 (業務規程第17条第4項)	不要	30,000円 (33,000円)
更新	建築技術の更新を行う場合 (業務規程第18条)	不要	100,000円 (110,000円)
再交付	性能証明書を再交付する場合 (業務規程第19条)	不要	10,000円 (11,000円)

2 共同申込の場合は、2社目以降の申込者数及び申込の業務内容によって下表に掲げる共同申込料金を前項の料金に加算する。なお、新規、軽微な改定の場合には、各共同申込者への性能証明書1部、評価報告書1部の発行費用を含む。また、追補の料金には評価報告書(追補)1部の発行費用を含む。

共同申込料金 (() は消費税等 10%を含む料金。n は申込者数)	
申込者数	2 以上
新規	100,000×(n-1)円 (110,000×(n-1)円)
軽微な改定	新規の 1/2
追補	10,000×(n-1)円 (11,000×(n-1)円)
更新	50,000×(n-1)円 (55,000×(n-1)円)
再交付	不要

3 軽微な改定時に新たな申込者が追加される場合には、追加となる共同申込者 1 社につき 100,000 円（消費税等 10%を含み 110,000 円）の料金を前 2 項の料金に加算する。

（性能証明の追加料金）

第 4 条 法人は、次の各号に該当するとき、前条の請求とは別に請求できる。

- 一 業務規程第 13 条第 3 項の規定に基づいて立会施工試験等が必要と判断された場合の立会に要する費用
- 二 性能証明書の発行に際して、申込者より性能証明書の追加発行を求められた場合、1 件ごとに 10,000 円（消費税等 10%を含み 11,000 円）の手数料
- 三 評価報告書の発行に際して、申込者より増刷を求められた場合の製本に要する費用

（評価報告書の再発行）

第 5 条 取得者より評価報告書の再発行（増刷）を求められた場合、製本に要する費用に次に掲げる手数料を加算して請求する。

	再発行の手数料 (() は消費税等 10%を含む料金)
版の変更がない場合	10,000 円 (11,000 円)
追補等により版の変更が必要な場合	20,000 円 (22,000 円)

（その他の費用）

第 6 条 第 3 条から第 5 条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

（性能証明料金の減額）

第 7 条 基本となる接合部技術に対し類似とみなすことができ、その仕様違いと判断できる場合、2 仕様以降の申込に対しては、第 3 条にかかせる料金の 60%とする。その他、性能証明が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第 3 条及び第 4 条にかかせる料金等を減額して適用することができる。

（性能証明料金等の納入）

第8条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。

3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(性能証明料金等の還付)

第9条 法人は、業務規程第27条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。

(附則 1)

1 この規程は、2015年7月1日から施行する。

2 この規程は、2019年10月1日から施行する。